熊本県公報

号外　第７６号
平成28年12月26日（月）
（毎週　火・金発行）

目　次

条　　例

○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）　2
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（　〃　）　3
○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例……（　〃　）　3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例……（財政課）　6
○熊本県条例の一斉点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例……（県政情報文書課）　8
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例……（税務課）　9
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例……（高校教育課）　9

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

１　個人番号及び特定個人情報を利用する事務に次の事務を加えることとした。（別表第１関係）
　(1)　肝炎対策基本法第１５条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
　(2)　熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
２　県の機関間で特定個人情報を提供する事務に１(2)の事務を加え、当該事務に係る情報照会機関、情報提供機関及び当該事務に必要とされる特定個人情報を定めることとした。（別表第３関係）
３　その他規定の整理を行うこととした。（第１条、第３条関係）
４　この条例は、公布の日から施行する。ただし、２及び３は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　医療法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第１０号関係）
２　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による火薬類取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第１３号関係）
３　歯科技工士法に係る指定登録機関の指定に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第１９号関係）
４　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による工場立地法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第２６号関係）
５　この条例は、平成２９年４月１日から施行することとした。ただし、１及び３は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

１　次の４条例について、雇用保険法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
　(1)　熊本県職員等退職手当支給条例（第１０条関係）【第１条】
　(2)　熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第１２条関係）【第２条】
　(3)　熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第１６条関係）【第

３条】
(4)　熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第２１条関係）【第４条】
２　この条例は、平成２９年１月１日から施行することとした。
３　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
１　新たに次の手数料を設けることとした。
(1)　運転免許再試験手数料
準中型自動車免許再試験手数料　２，０００円ほか
(2)　講習手数料（別表第１９関係）
ア　準中型自動車取得時講習（普通自動車免許非保有者）手数料　３，４００円
イ　準中型自動車初心運転者講習手数料　２，１５０円
ウ　臨時高齢者講習手数料　５，６５０円
エ　臨時高齢者講習（小型特殊自動車免許のみ保有者）手数料　２，４００円
２　次の手数料の額を改定することとした。
(1)　運転免許試験手数料（別表第１８関係）
７，４００円から７，０５０円に改定
(2)　自動車運転技能検査手数料
３，６５０円ほかから４，０５０円ほかに改定
(3)　技能検定員審査手数料　２３，４５０円から２３，１００円に改定
(4)　教習指導員審査手数料　１４，９５０円から１４，６００円に改定
(5)　講習手数料（別表第１９関係）
４，６５０円ほかから４，１００円ほかに改定
(6)　技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第３０関係）
１３，５００円から１３，１５０円に改定
(7)　教習指導員審査手数料の額から減ずる額（別表第３１関係）
８，２００円から７，８５０円に改定
３　２に掲げる手数料について、準中型自動車免許に係る区分を設けることとした。（第２条、別表第１８、別表第１９関係）
４　この条例は、平成２９年３月１２日から施行することとした。
５　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県条例の一斉点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例
１　地方公共団体職員の給与改善のための市町村に対する熊本県の貸付金に係る債務の免除に関する条例ほか８条例を廃止することとした。
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
１　地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第３条関係）
２　新たに自動車取得税の免除規定を設けることとした。（第５条関係）
３　その他規定の整理を行うこととした。（第７条関係）
４　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成２８年４月１４日から適用することとした。
５　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例
１　育英資金の返還債務の免除の特例について定めることとした。（附則第２項関係）
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年１２月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４６号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成２７年熊本県条例第５７号）

の一部を次のように改正する。
第１条中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。
第３条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。
別表第１中９の項を１０の項とし、６の項から８の項を１項ずつ繰り下げ、５の項の次に次の１項を加える。

６　知事	肝炎対策基本法（平成２１年法律第９７号）第１５条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第１に次の１項を加える。

１１　教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例（昭和４７年熊本県条例第２７号）による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

別表第３に次の１項を加える。

４　教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

附　則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条及び第３条第１項並びに別表第３の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年１２月２６日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４７号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の一部を次のように改正する。
別表第１０号事務の欄(11)中「第５７条第６項」を「第５８条の２第５項及び第５９条の２」に改め、同欄(12)中「第４６条の２第１項ただし書」を「第４６条の５第１項ただし書」に、「第４６条の３第１項ただし書」を「第４６条の６第１項ただし書」に、「第４７条第１項ただし書」を「第４６条の５第６項ただし書」に、「第５０条第１項」を「第５４条の９第３項」に、「第５７条第５項」を「第５８条の２第４項（法第５９条の２において準用する場合を含む。）」に改め、同欄(14)中「第４６条の４第５項及び第６項」を「第４６条の５の３第２項」に改め、同欄(15)中「第４６条の４第７項第４号」を「第４６条の８第４号」に改め、同欄(16)中「第５０条第３項」を「第５４条の９第５項」に改め、同欄(25)中「事務」の次に「（ただし、法第６０条の３第４項（法第６１条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認可しない処分を行う場合を除く。）」を加え、同表第１３号市町村等の欄中「熊本市、」を削り、「各市町村（」の次に「熊本市、」を加え、同表第１９号事務の欄中(4)及び(5)を削り、同号市町村等の欄中「、(4)及び(5)に掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市」を削り、同表中第２６号を削り、第２７号を第２６号とし、第２８号から第６８号までを１号ずつ繰り上げる。
附　則
この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、別表第１０号の改正規定及び別表第１９号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年１２月２６日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４８号

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例
（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）
第１条　熊本県職員等退職手当支給条例（昭和２８年熊本県条例第５６号）の一部を次のように改正する。
第１０条第２項中「４箇月」を「４月」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第５項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第２号中「第３７条の４第３項前段」を「第３７条の４第３項」に改め、同条第６項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、

同条第１１項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第６号中「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い雇用保険法第５９条第１項各号のいずれかに該当する行為」に、「雇用保険法第５９条第２項」を「同条第２項」に改め、同条第１５項中「規定は、」の次に「第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第５項又は第６項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して１年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第７項又は第８項」に、「６箇月」を「６月」に改める。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和３２年熊本県条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「各号の一に該当する」を削り、「因り」を「より」に改め、同項第２号中「傷い、疾病」を「傷病」に改め、同項第３号中「前各号」を「前２号」に改め、同条第４項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第６項中「第３項又は前項」を「これら」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年熊本県条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「傷い疾病」を「傷病」に改め、同条第４項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第６項中「第３項又は前項」を「これら」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２０年熊本県条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２１条第４項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第５条第１項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第６項中「第３項又は前項」を「これら」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　退職職員等（退職した熊本県職員等退職手当支給条例第２条第１項に規定する職員等（同条第２項の規定により職員等とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であって、退職職員等が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業（以下「適用事業」という。）とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号。以下「雇用保険法改正法」という。）第２条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第６条第１号に掲げる者に該当するものにつき、第１条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例（以下この条において「新条例」という。）第１０条第５項又は第６項の勤続期間を計算する場合における熊本県職員等退職手当支給条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員等としての引き続いた在職期間）」と、同条第２項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、０））」とする。

２　新条例第１０条第１１項（第６号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員等であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第１条の規定による改正前の熊本県職員等退職手当支給条例（以下この条において「旧条例」という。）第１０条第１１項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第１０条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第１０条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員等であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　新条例第１０条第１５項において準用する同条第１１項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員等であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員等であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県職員等退職手当支給条例第１０条第１１項第４号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧条例第１０条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第１０条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する熊本県職員等退職手当支給条例第１０条第１１項第５号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条　退職職員（退職した熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を適用事業とみなしたならば旧雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものに対する第２条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第１２条第４項の規定の適用については、同項中「勤続期間」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日以後の勤続期間」とする。

２　新条例第１２条第６項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法改正法第２条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第５９条第１項各号に規定する行為（当該行為に関し、第２条の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「旧条例」という。）第１２条第６項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第１２条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第１２条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　新条例第１２条第６項（就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第１２条第６項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧条例第１２条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第１２条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第１２条第６項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　退職職員（退職した熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を適用事業とみなしたならば旧雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものに対する第３条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第１６条第４項の規定の適用については、同項中「勤続期間」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日以後の勤続期間」とする。

２　新条例第１６条第６項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に新雇用保険法第５９条第１項各号に規定する行為（当該行為に関し、第３条の規定による改正前の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「旧条例」という。）第１６条第６項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第１６条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第１６条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　新条例第１６条第６項（就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第１６条第６項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧条例第１６条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第１６条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第１６条第６項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　退職職員（退職した熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を適用事業とみなしたならば旧雇用保険法第

６条第１号に掲げる者に該当するものに対する第４条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２１条第４項の規定の適用については、同項中「勤続期間」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日以後の勤続期間」とする。

２　新条例第２１条第６項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に新雇用保険法第５９条第１項各号に規定する行為（当該行為に関し、第４条の規定による改正前の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「旧条例」という。）第２１条第６項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第２１条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第２１条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　新条例第２１条第６項（就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第２１条第６項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧条例第２１条第４項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第２１条第４項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第２１条第６項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年１２月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４９号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４０３号の２ア中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「３，６５０円」を「４，０５０円」に、「６，６５０円」を「６，７００円」に改め、同項第４０７号ア中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「２３，４５０円」を「２３，１００円」に改め、同項第４０９号ア中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「１４，９５０円」を「１４，６００円」に改め、同項第４１０号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア　準中型自動車免許に係る再試験の場合　２，０００円。ただし、道路交通法第１００条の２第２項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、４，６５０円

別表第１８大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「又は中型自動者免許」を「、中型自動者免許又は準中型自動者免許」に、「７，４００円」を「７，０５０円」に改める。

別表第１９法第１０８条の２第１項第４号に掲げる講習の項中「

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習１時間につき４，６５０円

」を「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習１時間につき４，１００円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習１時間につき４，１００円

	に改め、同表法第１０８条の２第１項第１０号に掲げる講習の
時間につき３，４００円	」

項中「

普通自動車免許に係る講習	講習１時間につき２，０５０円

」を「

準中型自動車免許に係る講習	講習１時間につき２，１５０円
普通自動車免許に係る講習	講習１時間につき２，０５０円

」に改め、同表法第１０８条の２第１項第１２号に掲げる講習の項を次のように改める。

法第１０８条の２第１項第１２号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第９７条の２第１項第３号イ、第１０１条の４第２項又は第１０１条の７第４項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	４，６５０円
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第９７条の２第１項第３号イ又は第１０１条の４第２項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	４，６５０円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあっては、７，５５０円）
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第１０１条の７第４項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	５，６５０円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第９７条の２第１項第３号イ、第１０１条の４第２項又は第１０１条の７第４項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	２，０００円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第９７条の２第	２，０００円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあるこ

	１項第３号イ又は第１０１条の４第２項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	とその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあっては、４，３００円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第１０１条の７第４項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	２，４００円

別表第３０の１の項から６の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考１中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「２，８００円」を「２，４５０円」に改め、同表備考２中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第３１の１の項から６の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考１中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「２，８５０円」を「２，５００円」に改め、同表備考２中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年３月１２日から施行する。

（経過措置）

２　次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成２７年法律第４０号。以下「改正法」という。）附則第２条第２号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の熊本県手数料条例（以下「新条例」という。）第２条第１項第４１０号ア及び別表第１９の規定の適用については、同号ア中「２，０００円」とあるのは「１，９５０円」と、「準中型自動車の」とあるのは「改正法による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「４，６５０円」とあるのは「２，８５０円」と、同表法第１０８条の２第１項第１０号に掲げる講習の項中「２，１５０円」を「２，０５０円」とする。

(1)　改正法附則第２条の規定により改正法による改正後の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項の準中型自動車免許（次号において「準中型自動車免許」という。）とみなされる改正法による改正前の道路交通法第８４条第３項の普通自動車免許を受けている者

(2)　改正法附則第５条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

３　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成２８年内閣府令第４９号）附則第１７条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、新条例別表第１９の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県条例の一斉点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例をここに公布する。

平成２８年１２月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５０号

熊本県条例の一斉点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　地方公共団体職員の給与改善のための市町村に対する熊本県の貸付金に係る債務の免除に関する条例（昭和２７年熊本県条例第１０２号）

(2)　熊本県一般職の職員等の給与の暫定措置に関する条例（昭和３２年熊本県条例第２３号）

(3)　熊本県工事請負契約の方法の特例に関する条例（昭和３７年熊本県条例第２号）

(4)　熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成１２年熊本県条例第８２号）

(5)　熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成１６年熊本県条例第４１号）

(6)　熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成１９年熊本県条例第７０号）

(7)　熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成２１年熊本県条例第１１号）

(8)　熊本県知事の給与の特例に関する条例（平成２４年熊本県条例第４２号）

(9)　熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成２５年熊本県条例第４２号）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年１２年２６日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５１号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和３８年熊本県条例第１２号）の一部を次のように改正する。
第３条中「第７２条の４９の８第１項」を「第７２条の４９の１２第１項」に改める。
第３章中第８条を第９条とし、第７条を第８条とする。
第６条中「広域本部の長（」の次に「自動車取得税及び」を加え、同条を第７条とする。
第２章中第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（自動車取得税の免除）

第５条　知事は、自動車取得税の納税義務者で、災害により自己の所有又は使用に係る自動車について甚大な被害を受けた者に対しては、その者が当該被害を受けた日から６月以内に当該被害を受けた自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合においては、代替自動車の取得に対して課する自動車取得税については、代替自動車の取得価格に税率を乗じて得た額に相当する税額を免除することができる。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成２８年４月１４日から適用する。

２　平成２８年４月１４日からこの条例の施行の日までの間に発生した災害に係る減免については、改正後の第５条中「その者が当該被害を受けた日から６月以内」とあるのは、「その者が当該被害を受けた日から熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例（平成２８年熊本県条例第５１号）の施行の日から起算して６月を経過した日まで」とする。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成２８年１２月２６日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５２号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和４７年熊本県条例第２７号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　第１２条の規定によるもののほか、知事は、当分の間、育英資金の貸与を受ける前又は貸与の期間中に平成２８年熊本地震による災害により被害を受けた育英奨学生（学校教育法第１条に規定する高等学校、中等教育学校又は同法第１２４条に規定する専修学校の高等課程に在学する者に限る。）のうち知事が定める者が当該学校を卒業したときは、当該者に係る育英資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。